

岩手県立総合教育センターWi-Fi 利用規約

(目的)

第1条 本規約は、岩手県立総合教育センターにおける研修等の充実を図るために、当センターが整備した無線によるインターネット接続環境の利用に関し、利用者が持参したパソコンやタブレット、スマートフォン等の端末を接続するために必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

(同意)

第2条 岩手県立総合教育センター（以下、「教育センター」という。）が整備した無線によるインターネット接続環境（以下、「教育センターWi-Fi」という。）の利用者は、この規約に同意の上、利用するものとする。

(利用者)

第3条 利用者は、以下の各号の者とする。

- (1) 研修者（場所貸し研修含む）
- (2) 研修講座講師
- (3) 教育センター職員（会計年度任用職員等も含む）
- (4) 長期研修生
- (5) その他、教育センター所長が認めた者

(利用場所及び利用時間)

第4条

- 1 利用場所は、教育センターの施設内とする。
- 2 利用時間は、原則として開館日の8：30～17：00とする。
- 3 教育センター所長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用時間などを変更できるものとする。

(利用方法)

第5条

- 1 教育センターWi-Fi に接続するためのSSID及びパスワード（以下、「認証情報」という。）は、各研修室に掲示されているもの及び研修者用説明用紙に記載されているものを利用する。なお、認証情報の利用については、当該研修等の期間中の限りとする。また、教育センターは、認証情報について、必要に応じて適宜変更できるものとする。
- 2 利用者は、認証情報を用いて、利用者自身にて接続を行うものとする。

(利用者の責務)

第6条

- 1 利用者が所属する所属長が許可した端末及び利用者が持参した端末を利用する際の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 2 利用者は、教育センターWi-Fi を利用するための端末のOSのバージョンを最新版に更新しておくよう努めなければならない。

- 3 アンチウイルスソフトウェアを導入可能な端末を利用する利用者は、当該端末に利用ライセンスを保有するアンチウイルスソフトウェアを導入し、最新版に更新しておくよう努めなければならない。
- 4 端末及び付属機器に供給する電源は、教育センターが特に必要と認めた場合を除き、利用者が準備するものとする。
- 5 利用者は、教育センターを利用する他の者の迷惑とならないよう、原則として端末の音声を消音して使用しなければならない。
- 6 その他の利用方法については、教育センター職員の指示に従うものとする。

(利用の停止)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、教育センターは事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (2) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (3) その他、利用者として不適切と教育センター所長が判断した場合
- (4) 教育センターがセキュリティ管理上の観点から、認証情報の変更設定を行った場合
(なお、本号については第5条の手続きを再度行うことで接続を可能とする。)

(禁止事項)

第8条

- 1 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) いわて教育情報セキュリティポリシーに反する行為
 - (2) 教育センター又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
 - (3) 教育センター又は第三者の財産若しくはプライバシーを侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
 - (4) 教育センター又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
 - (5) 教育センター又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (6) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがあると教育センター所長が判断する行為、若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (7) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為又はそれらのおそれのある行為
 - (8) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
 - (9) 性風俗、宗教布教活動又は政治活動に関する行為
 - (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、教育センターWi-Fiを通じて又は教育センターWi-Fiに関連して使用、送付又は提供する行為
 - (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定若しくは不特定多数に大量の電子メールを送信又は誘導、誘発する行為
 - (12) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に違反する又は違反するおそれのある行為
 - (13) ファイル共有ソフトウェアの使用等大量のデータを送受信する行為
 - (14) 有償、無償に関わらず、第三者に教育センターWi-Fiの利用を提供することを目的とした行為

- (15) 前各号に掲げる行為のほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は教育センター所長が不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって教育センター、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第9条

- 1 教育センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、教育センターWi-Fi の運用を中止できるものとする。
- (1) 教育センターWi-Fi のシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 地震、火災、停電その他の非常事態により、教育センターWi-Fi の運用が通常どおり実施できなくなった場合
 - (3) 教育センターWi-Fi のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) 教育センター所長が教育センターWi-Fi の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 教育センターWi-Fi の運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、教育センターは一切責任を負わないものとする。

(利用履歴の取得及び利用目的)

第10条 教育センターは、教育センターWi-Fi の適切な利用を図るため、教育センターWi-Fi の利用時間、利用アクセスポイント、利用者の端末个体識別番号(MACアドレス)の情報を、利用者が教育センターWi-Fi を利用した時に、利用履歴として取得することができるものとする。

(免責)

第11条

- 1 教育センターWi-Fi の提供、遅滞、変更、中止又は廃止、教育センターWi-Fi を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の端末のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他教育センターWi-Fi に関連して発生した利用者本人の損害について、教育センターは一切責任を負わないものとする。
- 2 端末の種類、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、教育センターWi-Fi を利用できない場合があっても、教育センターは一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者が教育センターWi-Fi を利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、教育センターは一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第12条 教育センターは、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。